一般社団法人日本看護系大学協議会 災害看護支援事業資金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本看護系大学協議会(以下「本会」という。)の有する災害看護 支援事業資金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 この法人は、特定資産として、災害看護支援事業資金を設けることができる。

(積立)

第3条 本規程に基づき、災害看護支援事業資金に積立を行うものとする。

(運用)

- 第4条 災害看護支援事業資金の運用対象は、次のとおりとする。
- (1) 国債、地方債及び政府保証債
- (2) 金融機関への預貯金
- (3)貸付信託、金銭信託及び公社債投資信託

(運用性)

第5条 災害看護支援事業資金から生ずる運用益については、災害看護支援事業に使用し、又は 当該事業資金に積立てるものとする。

(取崩)

第6条 災害看護支援事業資金は、社員総会の決議により、災害看護支援事業資金の全部又は一部を取り崩すことができる。

(本規程の改正)

第7条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、2012年10月14日から施行する。